

◎ 条例の名称について

自治基本条例は、法律上の用語ではなく、また、はっきりとした定義も確立されていないことから、その名称についてはまちまちである。

最初の自治基本条例といわれているニセコ町の「まちづくり基本条例」（平成12年制定）以降、豊田市、宮代町など、「まちづくり基本条例」という名称を使うケースがほとんどであったが、平成14年、杉並区が制定した条例が「自治基本条例」という名称を使用して以来、大和市、多摩市をはじめ、札幌市、川崎市など、むしろ「自治基本条例」という名称を使うケースの方が多くなっている。

「まちづくり基本条例」にしても「自治基本条例」にしても、その内容に大差はないが、制定の背景や内容から、その表現において、違いが出ている。

なお、いずれの場合も、最高規範として性格を持っている点を強調して、「基本」という言葉は入れている点は共通している。

※ このほかのケースとしては、(1)岐阜市の「住民自治基本条例」、(2)四日市市の「市民自治基本条例」、(3)柏崎市の「市民参加のまちづくり基本条例」、(4)八尾市の「市民参画と協働のまちづくり基本条例」、(5)文京区の「『文の京』自治基本条例」、(6)寝屋川市の「みんなのまち基本条例」、(7)草加市の「みんなでまちづくり基本条例」、(8)新座市の「自治憲章条例」などがある。

そこで、越谷市としては、おおよそ次の3つが考えられる。

第1案 「自治基本条例」

自治の推進を目指して、自治の基本理念や市民、議会および市長等の執行機関の権利・義務や自治体運営の仕組みやあり方を定めているので、その内容に合わせて、この名称を用いている市が多い。

第2案 「まちづくり基本条例」

役所用語的な響きのある「自治基本条例」という言葉を避けて、市民によりわかりやすい、より親しみやすい名前ということで、この名称を用いている市が多い。

第3案 「自治のまちづくり基本条例」

第1案と第2案を融合した名称で、一つは、条例が定めている内容が、「自治の推進」を目指した仕組み・手続きといった「運営条例的な性格」と、まちづくりの基本的な方向としての「豊かな地域環境の創造」といった「政策条例的な性格」を併せ持っている点を考慮している点を考慮し、それにふさわしい表現としている点、いま一つは、第2案のよう市民により親しみやすい表現としている点に特色がある。

《参考》

★他市の自治基本条例の名称（「自治基本条例のつくり方」 松下啓一著 P35 参考）

富士見市自治基本条例	三春町町民自治基本条例
大平町自治基本条例	善通寺市自治基本条例
多摩市自治基本条例	秩父市まちづくり基本条例
関川村むらづくり基本条例	名張市自治基本条例
愛川町自治基本条例	豊田市まちづくり基本条例
草加市みんなでまちづくり自治基本条例	清水町まちづくり基本条例
川西町まちづくり基本条例	苫前町まちづくり基本条例
久喜市自治基本条例	越前市自治基本条例
八戸市協働のまちづくり基本条例	矢祭町自治基本条例
大和市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
九重町まちづくり基本条例	登別市自治基本条例
伊賀市自治基本条例	芳賀町まちづくり基本条例
川崎市自治基本条例	太田市まちづくり基本条例
文京区「文の京」自治基本条例	大東市自治基本条例
岸和田市自治基本条例	遠別市自治基本条例
足立区自治基本条例	丸亀市自治基本条例
四日市市自治基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例
遠軽町まちづくり自治基本条例	篠山市自治基本条例
新見市自治基本条例	飯田市自治基本条例
奈井江町まちづくり自治基本条例	
中野区自治基本条例	
静岡市自治基本条例	
さぬき市まちづくり基本条例	
矢掛町まちづくり基本条例	
知立市まちづくり基本条例	